



トラブルを未然に防ぐために——

にしわき消費生活通信

インターネット広告では格安なのに「広告とは異なる高額料金を請求された」「高額なキャンセル料を請求された」など、ロードサービスに関する相談が寄せられています。

▶事例1

基本料金3千円とインターネット広告に掲載があった業者に、作業代8万円を請求された。

▶事例2

説明された費用が高額だったため断ると、キャンセル料として10万円を請求された。

▶事例3

突然、車が動かなくなり「10分以内に駆けつける。3,500円～」の広告を見て業者を呼んだが、1時間以上かかった上、作業後に25万円を請求された。

▶事例4

所持金が無いと説明しても、自宅やATMまで同行し、支払いを強要された。

No.237

緊急ロードサービスの高額請求に注意！

▶自動車の故障が生じたら…

- ①多くの自動車保険はロードサービスを付帯しています。まずは、ご自身が加入している損害保険会社や保険代理店に連絡しましょう。
- ②インターネットの表示料金をうのみにしないようにしましょう。
- ③当初の表示料金とかけ離れている場合、すぐ契約せず、納得できないときは断りましょう。
- ④勧誘方法や契約内容により、クーリング・オフできる場合があります。諦めずに消費生活センターに相談しましょう。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始除く)